

令和5年度 杉並区私立幼稚園等施設等利用給付及び 保護者補助金のお知らせ(新制度幼稚園・認定こども園)

令和元年10月から幼児教育無償化が開始となりました。

幼児教育無償化に加え、杉並区では幼児教育の振興及び子育てを行う家庭の経済的負担軽減を図るため、私立幼稚園に在籍する保護者に、入園料等の補助をしています。

下記内容をご覧ください、必要書類等の提出をお願いいたします。

1. 補助対象施設と対象者

以下の条件をすべて満たした方。

- ・ 園児と同居する保護者で、杉並区に住民登録をしていること。
- ・ 園児が新制度幼稚園、認定こども園（通園可能な範囲にある区外の園も対象）に在籍し、保護者が「入園料」「預かり保育料」「特定負担額」を納入済みであること。
- ・ **教育・保育給付認定または施設等利用給付認定を有すること**

2. 給付金・補助金の内容

	対象（要件）	補助金額
入園料補助金	<ul style="list-style-type: none">・ 幼稚園に在籍する園児（満3～5歳児）世帯・ 入園日に杉並区に住民登録があること ただし、4月入園の場合は4月30日に住民登録がある場合も交付対象	年額 60,000 円 （所得制限なし） ※1人1回限り ※負担した入園料を上限とします。
特定負担額に対する補助金 ※実費徴収費用は対象外です。	<ul style="list-style-type: none">・ 幼稚園に在籍する園児（満3～5歳児）世帯・ 園が毎年度特定負担額を徴収していること・ 教育保育給付1号認定児童 ※2号認定児童は対象外です。	裏面単価表のとおり
預かり保育利用料等に対する補助金	<ul style="list-style-type: none">・ 幼稚園に在籍する園児（満3～5歳児）世帯・ 保護者がいずれも「保育の必要性」の認定を受けていること（月48時間以上の就労が常態である等）・ 令和2年4月2日以降に生まれた園児（満3歳児：令和5年度）は区民税非課税世帯の場合のみ対象です。・ 育休期間中は対象外となり、復職月から有効となります。・ 書類提出後、要件が確認され次第翌月からの認定となります。（4月のみ当月認定） ※在籍園の状況により、認可外保育施設等の利用も補助の対象となる場合があります。	上限 日額単価 450 円×利用日数 or 月額 11,300 円の少ない方 ※負担した預かり保育利用料を上限とします。 ※満3歳児クラスの区民税非課税世帯については、月額 16,300 円を上限に補助します。

3. 申請の手続き等

申請書兼請求書兼口座振替依頼書を提出してください。

記載例を参照の上、就園中の園に提出してください。保育課に提出するよう指示があった場合には、保育課まで郵送または持参してください。

4. 申請期限

令和6年3月29日(金) ※年度途中入園の方は、随時申請して下さい。

5. 交付時期

各種補助金の交付時期は以下を予定しています。

○入園料助成金 令和5年8月中旬

○預かり保育料 特定負担額※償還払い園の交付時期

期	支払対象月	振込予定
第1期	令和5年4月～6月分	令和5年8月中旬
第2期	令和5年7月～9月分	令和5年11月中旬
第3期	令和5年10月～12月分	令和6年2月中旬
第4期	令和6年1月～3月分	令和6年5月中旬

6. その他

【特定負担額補助金単価表】(令和4年度)

(円)

区分	区民税所得割額	第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護受給世帯・区分2のうちひとり親世帯等	6,200		
2	非課税世帯・区分3のうちひとり親世帯等	3,200	6,200	
3	77,100円以下	1,800		6,200
4	211,200円以下			5,600
5	256,300円以下			5,000
6	上記以外			1,800

※多子計算条件：区分1～3は年齢制限撤廃。区分4以降は小学校第3学年以下の児童を対象に年齢の高い順に数えて第1子、第2子、第3子

※令和5年4月～8月は令和4年度区民税所得割額、

令和5年9月～令和6年3月は令和5年度区民税所得割額で補助金を算定します。

※ひとり親世帯等(単身赴任は含まず)とは保護者または保護者と同一世帯の方が下記に該当する世帯です。

(1) 配偶者のいない者で現に児童を扶養している者

【提出書類(いずれか)】・児童扶養手当受給者証の写し・保護者の戸籍謄本
・その他(離婚が確認できる書類等)

(2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(在宅の者に限る。)

【提出書類】・身体障害者手帳の写し・療育手帳(愛の手帳)の写し・精神障害者保健福祉手帳の写し

(3) 特別児童扶養手当、国民年金の障害基礎年金の受給者(在宅の者に限る。)

【提出書類】・特別児童扶養手当受給者証の写し・障害基礎年金の受給者証の写し

(4) その他区長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

◆◆◆問い合わせ先◆◆◆

杉並区 子ども家庭部 保育課 認定・入園係

☎ 03(3312)2111 内線1379